



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年6月3日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
健康推進課	健康増進係	佐々木	内線 3369 直通 058-272-8497 FAX 058-278-2551

「クーリングシェルター」の利用促進について

県では、市町村と連携した熱中症対策を進めており、その取組の一環として、市町村が指定する「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」の利用を促進しています。

このたび、クーリングシェルターを県民の皆様にも有効に活用していただけるよう、目印となるのぼり旗を作成しました。クーリングシェルターが開放されている時には、熱中症対策のため、積極的にご利用ください。

記

1 クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは

- ・熱中症特別警戒情報の発表期間中、冷房付きの休憩所として開放される施設
- ・冷房設備を有する等の条件を満たす施設から市町村が指定し、開放時には誰でも無料で自由に利用が可能
- ・市町村庁舎や図書館、公民館等の公共施設を中心に、県内で計680の施設を指定（R8.6.1現在）

※県内のクーリングシェルターの設置状況は、以下HPに掲載しています

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56596.html>

2 のぼり旗の活用方法

- ・クーリングシェルターの目印として、ひと涼みするために利用できること、熱中症予防を心がけていただきたいことを分かりやすく示し、青を基調とした視認性の高いデザイン。
- ・今後、各市町村を通じて指定施設に配布し、県民の皆様が利用しやすくなるよう県内の各施設に設置を推進。

